

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 添加物部会

日時 平成18年3月23日(木)
午前10時00分～12時00分まで
場所 中央合同庁舎第5号館共用第8会議室
東京都千代田区霞が関1-2-2

議事次第

1 議題

- (1) アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムの新規指定の可否について

2 報告事項

- (1) マーケットバスケット方式による酸化防止剤、防ばい剤、リン酸化合物、プロピレングリコールの摂取量調査の結果について
- (2) 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について

3 その他

資料一覧

- 資料 1 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 2 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）（アルギン酸及びその塩類（アルギン酸ナトリウム、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム））に係る食品健康影響評価（案）
- 資料 3 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書（案）
- 報告資料 1 マーケットバスケット方式による酸化防止剤、防ばい剤、リン酸化合物、プロピレングリコールの摂取量調査の結果について
- 報告資料 2 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について

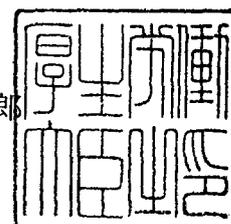
厚生労働省発食安第0310005号

平成18年3月10日

薬事・食品衛生審議会

会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムの食品添加物としての指定の可否について